

世界の水道再公営化にみる 「公共の再生」



NPO 法人アジア太平洋資料
センター〈PARC〉共同代表

うちだ しょうこ
内田 聖子

世界の水道民営化の変遷

水道民営化は、古くて新しい問題だ。

日本では2018年12月の水道法改正審議の際に身近な問題として私たちの目の前に突然提示された感もある。しかし世界に目を向ければ、早くは1980年代半ばから水道民営化は人びとの暮らしと公共性への脅威であり続けてきた。その一つの潮流は、途上国における民営化だ。

1990年代に入り国際通貨基金（IMF）・世界銀行は途上国への新規融資や債務削減の条件として、自治体が担ってきた水道事業を民営化するよう求めてきた。「公営の水道事業はコストがかかりすぎ非効率的」とし、民営化を促進する構造調整プログラム（SAP）を押し付けたのだ。いわば融資を餌にした公共サービスの民営化の強制だ。その背後には、フランスのヴェオリアやスエズ、イギリスのテムズ・ウォーターなどの少数の巨大水企業の意向があり、実際、途上国で民営化された水道事業の大半はこれら企業によって運営

されてきた。巨額の債務を抱えた途上国はその要求をのまざるを得ず、水道や医療、教育など多くの公共サービスが民営化されていったのだ。

例えば、インドネシアのジャカルタでは、1997年に公営水道が民営化された。世界銀行が水道公社の累積債務解消とインフラ開発促進を目的に、民営化によって9200万ドルの融資をするとの決定を下したのだ。時はスハルト政権下であり、旧来から水道公社の利権を握る政治家や官僚、水道業者や職員などの縁故主義が絡まり、この民営化案は複雑なものとなった。結局、イギリスのテムズ・ウォーター社とフランスのスエズ社がそれぞれ国内企業と共同事業を設立し、ジャカルタを東西に分ける形で、25年のコンセッション契約を締結することになった。

しかしこの契約は手続きも不透明で、実態は企業優位のものであった。水道公社は事業運営の監査義務をもっていたものの、企業の内部資料や財務報告書すら閲覧できず、事実上の丸投げ状態だった。業績も劣悪であり、水道公社と政府は、16年間の事業の結果として5900億ルピア（4838万ドル）の負債を抱え込んだ。そのつけは住民に転嫁され、水道料金は10倍にも引き上げられ、東南

アジア最高の水準に達したのである。

南アフリカでも悲惨な結果が起こっている。

1999年、世界銀行の後押しによって民間企業が水道を運営し、すべてのコストを各家庭に負担させる政策（＝トータル・コストリカバリー、総コスト回収）が導入され、水道への補助金が廃止された。この時のうたの諷刺文句は、「トータル・コストリカバリーであれば、水道改修の費用も捻出でき、また国家経済の再建にも役立つ」というものだった。しかし、貧困地域にこの仕組みが適用された結果、多くの住民が水道料金を支払えなくなった。貧困層の中には水道料金が収入の30%にも及ぶケースもあり、数百万人が水道を止められた。水道を止められた人びとは、汚染された川や湖から取水することを余儀なくされ、その結果、2000年8月に南アフリカ史上最悪と言われるコレラの大流行が発生するのである。感染は数千人規模へ広がり、政府は感染地域に清潔な水を運ぶために、数百万ドルを費やすこととなった。

他にも、フィリピンのマニラ市、アルゼンチン、ボリビア、コロンビアなど多くの国で、世界銀行やIMFが推進する民営化が行われた。都市部や一部の富裕層の水道アクセスは一定程度拡充されたものの、貧困層には悲惨な結果をもたらしてきた。

先進国における民営化とその負の影響

先進国においても、1980年代以降に水道民営化は拡大してきた。ヨーロッパにおける水道民営化の歴史は古く、公営だった水道が民営化され、また公営となるという例も珍しくない。ヨーロッパに巨大な水道企業が存在するのも、こうした経験



ギリシャでのデモの様子

があるからだと言える。ここでは2010年代以降に起こっている「ヨーロッパにおける新たな民営化の波」を紹介する。

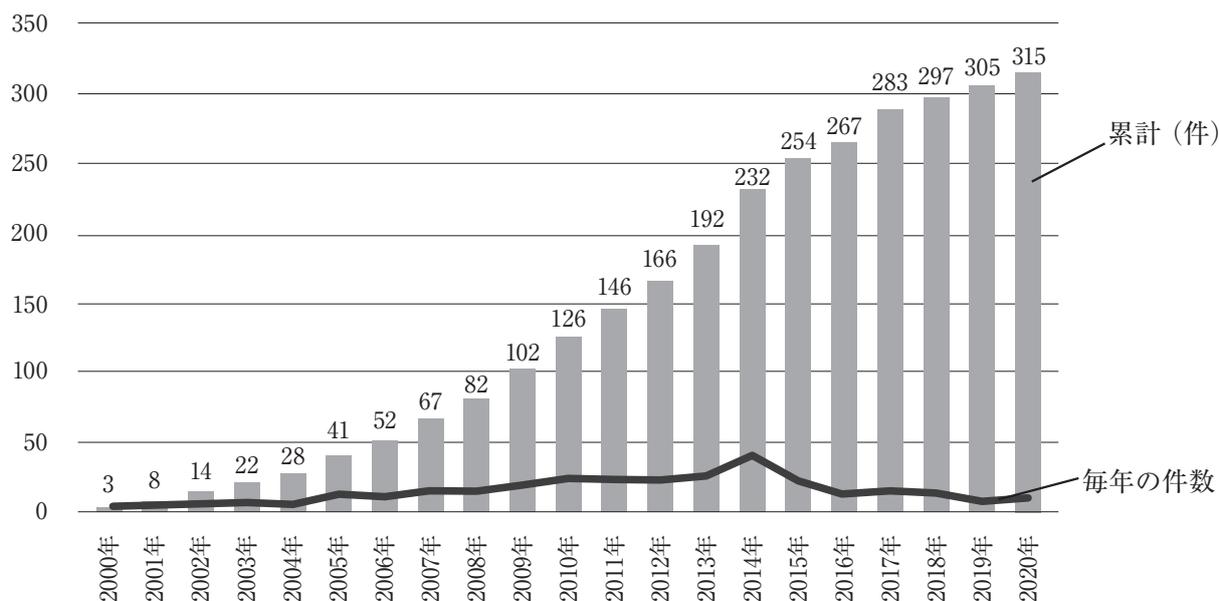
債務危機による民営化 —ギリシャ

2010年の欧州債務危機は、ギリシャをはじめイタリア、ポルトガル、アイルランドなどに大きな打撃を与えた。これらの国は、フランスやドイツよりも経済規模も小さくEU内の発言力も弱いため、「ヨーロッパの南の国々」とも言われる。こうした国々で民営化路線が強いられている。

その構図はこうだ。債務危機への対応として欧州委員会、欧州中央銀行、IMFの3者はいわゆる「トロイカ体制」（3つの主体が共同して組織等を運営する方式）を敷き、ギリシャ等の債務国へ緊縮財政及び財政再建計画を次々要求していく。この中に水道を含む多くの公共サービスの民営化が含まれている。まるでかつて途上国が強いられたような民営化を含む政策パッケージが、欧州各国に突きつけられたのだ。

ギリシャでもトロイカによる緊縮財政と財政再建プログラムが要求されてきた。トロイカは、ギリシャの全地方政府に対して、大規模な民営化を要求し、アテネやテッサロニキなど、人口が多く安定的な事業経営が見込める自治体の水道公社は常にその標的とされてきた。債務危機からの脱却案は、ギリシャがEU加盟国である以上飲まなければならない「毒薬」のようなものだ。そこにフランスやドイツの大企業と政府が乗じる。2017

図表1 2000年以降に水道再公営化した世界の自治体数



出典：“Reclaiming Public Services How cities and citizens are turning back privatization” (<https://publicfutures.org/>)

年、マクロン大統領はスエズなど含む自国企業のトップ約40人を引き連れ、ギリシャを訪問。フランス企業はギリシャの再建のために投資を積極的に行うと提示する。一方のギリシャ政府も「債務を減らすため財政再建プログラムを受け入れます。他の道はない」と、マクロン大統領の前で必死のアピールを行った。

トロイカとギリシャ政府による「住民不在」のパワー・ゲームに、市民は危機感を強める。2014年、アテネでは水道民営化の是非を問う住民投票が行われ、投票者の98%が民営化反対へ票を投じた。ギリシャにおける民営化問題は今も予断を許さない状況であるため、欧州全体に広がる市民運動ネットワーク「欧州水運動」も、最大の警戒をもって欧州委員会や企業の動きをチェックしている。

民営化の失敗と幻想からの脱却——再公営化、公共を人びとの手に取り戻す運動

民営化が強いられる国がある一方、ヨーロッパ

でのもう一つの潮流が「水道事業の再公営化」だ。民間企業が担ってきた水道サービスを再び公営に戻す動きである。

ロンドンのグリニッジ大学に拠点を置く「公共サービス国際研究所 (PSIRU)」およびオランダを拠点とする「トランスナショナル研究所 (TNI)」の調査によれば、2000年から2020年の間に、37ヵ国で315の自治体が水道の再公営化を決定している (図表1)。

1 フランス・パリ市

フランスの首都パリの都市計画は、ナポレオン3世時代の19世紀半ばから始まったと言われる。大規模なコレラ発生の経験から早くに上下水道の整備が始まり、パリ市の地下には巨大な下水道網が張り巡らされた。その後、水道事業は民間企業が担った時代もあれば、公営だった時代もある。このような長い経験こそが、フランスにヴェオリアやスエズのようなグローバル企業が生まれた理由である。

1984年、パリ市はヴェオリア社とスエズ社の2

社と25年間のコンセッション契約（アフエルマージュ契約とも言われる。施設の建設は地方自治体が行い、受託した民間側は施設の運営・管理とサービスを行う）を締結した。運営権を得た企業の経営は、非常に不透明な状態で行われた。例えば、配水から給水を担うヴェオリア社の収益は、市側に7%と報告されていたが、再公営化後の再調査では15～20%もあったことが判明している。従業員の証言によれば、企業側は信憑性を欠くデータを自治体に渡したり、事業で得た多額の利益を設備投資に回すことなく、選挙戦や政治家へのロビー活動に投じていたこともわかっている。

こうした実態を自治体側でチェックできなかったのは、技術や財政に関する情報が企業から提示されなかったことが大きい。市側はモニタリングや指導はもちろん、企業と契約の再交渉を行うことすら困難な状態になっていたのだ。さらに度重なる値上げで、1990年代以降に水道料金は2倍以上にもなったため、住民や市議からも疑問の声が呈された。

こうした中、2001年に社会党のベルトラン・ドラノエ氏がパリ市長に当選。これまでの契約を再検討する議論を開始する。その後2007年11月に市長は再選を果たすのだが、その際に掲げた選挙公約が、「パリ水道事業の再公営化」だった。こうして企業との25年の契約期間が切れるタイミングの2010年、再公営化が実現する。それまで取水と浄水を担っていた公営企業のオード・パリ社がヴェオリア社とスエズ社から株式を購入し、100%パリ市の公共水道事業体として再公営化後の水道を担うことになった。

2018年2月、パリ市の水道再公営化に大きな役割を果たしたアンヌ・ル・ストラ氏が来日し、都内や議員会館にて講演を行った。ストラ氏は2008年に初の女性副市長に就任すると同時に、水、衛

生管理、運河管理を担当する水道局長にも任命された。パリ市の水道再公営化の経験を振り返る。

「水道事業は、事業者にとっては『儲かるもの』でした。なぜなら水は人間が生きていくためには必要不可欠な消費だからです。また食べ物には代替的の選択肢がありますが、水にはありません。長い民営化の間に、パリ市から水道事業の管理能力も財政上の透明性も失われていました。だから運営権を取り戻す必要があったのです」

パリ市は水道再公営化の事例としてクローズアップされるのだが、実は公営企業として再スタートを切った後の様々な改革・改善策こそが注目されるべきだ。オード・パリは公営企業として5つの異なる流域、12の県、300以上の自治体とパートナーシップを結び、地下水マネジメントや水源の保全、さらには生物多様性、持続可能な農業、持続可能な地域開発、循環型社会、食料の地産地消など、長期的な水保全と水質改善に取り組んでいる。意思決定プロセスをより開かれたものにするため、一般市民からの意見聴取や会議参加も積極的に推奨している。住宅政策ともリンクし、オード・パリは「住居団結基金」へ50万ユーロを拠出し、家賃の払えない約5000世帯への支援にも貢献している。道路や公園など公共空間に多くの水飲み場をつくり、水だけでなく炭酸水が出るようにもした。

経営面でも大きな改善がある。パリ市は再公営化によって年間3000万強の収益を上げ、水道料金を値下げすることができた。工事の発注も、民営時代は企業の子会社に回されることが多くあったが、再公営化後は誰にでも開かれた入札とし、結果的に競争力のパフォーマンスは高まったと前出のストラ氏は評価する。

2010年、国連総会は安全な飲料水へのアクセスを人権の一つとする（The Human Right to



「水は権利」のイメージ写真

Water) 原則を採択した。日本を含む先進国の多くは棄権をしたが、どの国・どの自治体もこれを基礎に水道サービスを行うべきである。パリ市はこの原則にも通じる「水哲学」のもと、新たな公共サービスへの挑戦を続けている。

2 民主主義と再公営化の多大な代償 —ドイツ・ベルリン市

ベルリンの壁崩壊後の1992年、東西の上下水道事業も統合され、「ベルリン上下水道公社」が設立された。東ベルリンのインフラ改善などに伴う出費のため多額の負債を抱えたドイツ政府内では、社会主義時代における国家主導の経済体制への反動もあり、また1990年代の新自由主義の流れを背景に、業務効率化と負債削減を目標に「民営化が最善の道」とされ、多くの自治体で水道民営化が推奨された。

ベルリン市でも同様だが、その形式はやや複雑である。市政府は、水道公社の持株会社として「ベルリン水道ホールディング」を設立。その株式49.9%をドイツの大手電気事業者RWEとフランスのヴェヴェンディ（後のヴェオリア）に16億9000万ユーロで売却した。その一方、残りの株式50.1%を市側に残すことで、実質的な経営権を民間企業に引き渡しながら、表面上は水道の公営性を保つこととした。こうして、1999年、当時国内最大のPPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）契約が締結された（契約期間は30年間）。

しかしこの契約自体が、後に大きな問題とな



ドイツの水道民営化反対運動のバナー

る。民営化から5年後の2004年、水道料金は15%値上げされ、その翌年にはさらに5%値上げされた。それを契機に、住民の間では民営化への疑問の声が上がるのだが、市と持株会社とが交わした契約は「秘密」だったのだ。料金値上げの問題以上に、市民へ情報が開示されないという事態が民主主義に反するとして大きな反発が起きた。社会民主党の市議などが市側に契約書の閲覧を要求するも、許可された市議は窓のない部屋でメモを取ることにすら禁じられた。これに市民の怒りは頂点に達し、契約書の開示を求める市民運動、さらに開示の是非を問う住民投票へと発展していった。

2009年、ベルリン裁判所は市民の訴えを認め、「水は人権であり、住民は契約を知る必要がある」との裁定を下した。こうして2010年に契約開示の是非を問う住民投票が行われ、投票者の98%が開示に賛成の意思を表明した。

この長いプロセスを経てようやく開示された契約内容で最大の問題だったのは、「一定の利益を毎年RWEとヴェオリアに保証する」という規定だった。つまり水道の消費量の減少や不測の事態で想定外の赤字が生じた場合であっても、企業には30年間利益が必ず保証されるという、企業にとってこの上ない好条件のものだったのだ。

ベルリン市の水道再公営化の中心となった「公共の水協会」のクリスタ・ヘクト氏は次のように証言している。

「民間企業なら公営と違って、リスクを引き受けられると思われてきました。しかしこの契約を



アイルランドでのデモ風景

見れば彼らにリスクなど皆無です。すべてのリスクと費用は市民に押しつけられていたのです」(映画『最後の一滴まで—ヨーロッパの隠された水戦争』)

こうした問題が明らかになり、ベルリン市政府は再公営化を求める住民の声に押される形で、2012年にRWEの株を6億5400万ユーロ(約800億円)で、翌13年にはヴェオリアの株を5億9000万ユーロ(約726億円)で買い戻し、民営化から14年後の2013年、市の水道は完全な公営事業へと戻された。

ベルリン市のケースから得られる教訓は、一度民営化した水道事業を契約期間内に再公営化しようとするれば、多大な労力とコストが生じることだ。契約を破棄するとなれば企業との間で裁判となったり、投資家対国家紛争解決(ISDS)メカニズムを含む貿易・投資協定を締結している国の企業が相手である場合には、「投資家の利益が損なわれた」として自治体や政府が提訴される場合もある。これまでもISDSを使ってグローバル水道企業がアルゼンチン、ボリビア等の途上国の自治体や政府を提訴したケースはいくつも存在している。事実、ベルリン市は株の買い戻しに合計13億ユーロという多大な代償を支払うことになった。この費用は30年の公債を発行して調達されており、今後、水道料金を通じて住民が支払っていかなくてはならない。

こうした経験もあって、現在ベルリン市を筆頭にドイツ全域における水道民営化への警戒は非常に強い。全国規模で水道の問題を考える「ベルリン水会議」という市民社会組織ネットワークには、様々な分野のアクティビストや研究者、

NGO、労働組合などが参加し、EUや国レベルの政策をチェックし、また貿易協定の中で水道事業がサービスの自由化対象とならないよう警鐘を鳴らしている。

3 イギリス サッチャー時代の民営化との訣別

イギリスでは1980年代のサッチャー政権では「小さな政府」と「民営化」が是とされ、水道、電話、ガス、空港、航空などが次々と民営化された。80年代後半からのジョン・メジャー保守政権のもとでもこの方針は維持され、「完全民営化に準ずる施策」としてPFI(パブリック・プライベート・パートナーシップ)というスキームが開発された。その後、イギリスに倣えと世界各地でPFIが採用され、1991年に日本で法制化された「PFI法(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律)」もこの潮流に位置づけられる。

1990年代後半からの労働党政権下でもPFIは推進され続けてきた。地方自治体の財政難を解決し、老朽化したインフラを短期間で改修するためにはPFIが「特効薬」だとされたのだ。これは現在の日本政府の主張と酷似している。

しかし、そのイギリスで近年、PPP/PFIは「失敗」だったという評価が下され注目を浴びている。2018年1月、英国会計検査院はPFIの「対費用効果と正当性」に関する調査報告を実施。これによると、導入前から分析されてきたデメリットの方が多く表れていることがわかった。

会計検査院が指摘したPFIのデメリットは以下の通りである。

- 自治体と民間との契約期間が長い(20年程度)
→競争原理が働かず公共サービスの質が低下する

図表 2 コンセッション方式の論点

料金	経営悪化による料金値上げ。議会の縛りがあるというが、企業が公開する情報は限られているため自治体による財務チェックと適切な料金についての議論は困難。
水質	コストカットを進めることで水質悪化につながるのでは。
非常時の対応	運営権者の経営破綻や災害発生時には誰が対応するのか。広域的な応援体制はどうか。
地域経済への貢献	民間企業は一括発注で事業費削減を狙うため地元の中小事業者が工事発注から外されたり、安い事業費を強いられるのでは。
財務情報等の開示 (自治体・住民に対し)	適切な財務情報等が自治体や議会、市民に開示されるのか。「営業機密」と「知る権利」が対峙した場合はどうか。
契約内容の不履行時の紛争	予定されていた投資や設備更新の不履行などが生じた場合はどうするのか。
自治体によるモニタリング	自治体に十分な判断材料や運営経験、技術のない状態でモニタリングが可能なのか。企業の自己評価が基本になってしまうのではないか。
職員・技術力の減少	自治体から水道事業を管理・運営できる職員が今以上に減るのではないか。それに伴い自治体から技術が失われていくのではないか。
地方の自治体への有効性	企業は利益の少ない地方の小さな自治体へ投資をすると考えられない。人口減少対策としてのコンセッションは現状と政策が一致していない。

※各種資料より筆者作成

→変化に対して柔軟に対応できない

● 1つの事業者への包括的性能発注を行う

→性能発注であるため業務プロセスがわかりにくく、価格上昇やサービス低下が起きても原因がわかりにくい

→業務の委託先がコンソーシアム（共通の目的を持った複数の個人、企業・政府などから成る団体）参加企業であることが多いために、個別業務間の責任の所在とお金の流れが不明確になる

● 自治体と民間とのリスク分担

→民間がリスクを負担できない場合、サービスの途絶・質の低下が起きる

● 民間による資金調達

→民間が途中で破綻した場合、自治体の負担が増加する

会計検査院は、「多くのPFIプロジェクトは、通常の公共入札のプロジェクトより40%割高である」、「25年経験したが、公的財政に恩恵をもたら

すというデータは不足」と締めくくっている。この報告について英『フィナンシャル・タイムズ』は、「英国会計検査院がPFIによって数十億ポンドもの損失が生じていることを暴露」（2018年1月18日）という記事を掲載し、「英国は、そのインフラの多くを建設するために用いたPFIによる不明瞭な便益のために、数十億ポンドもの超過コストを負担させられている」と報じた。

こうした流れの中で、2018年10月29日、フィリップ・ハモンド財務大臣は、「官民パートナーシップは金銭的メリットに乏しく、柔軟性がなく、過度に複雑」として、「今後新規のPFI事業は行わない」と、PFIの終了宣言をするのである（進捗中のものは継続）。

40年の新自由主義による格差の拡大や、地域経済の衰退、また主権を制限するEUへの反発など多くの課題を背景に、今、改めて「公共性」「公共サービス」のあり方が人びとの間で議論され、新自由主義との訣別が一つの具体的な政策の選択

肢として提示されている。



日本の水道法改正のその後と自治体の選択

日本での水道法改正審議は、様々な懸念が出されたものの議論が深まらないまま強行採決されてしまった。

そもそも水道に民間投資を入れるPFIコンセッション方式は、水道法とPFI法の両面からこの10年で強く推進されてきた。その背景には竹中平蔵氏のような一部の民間議員の意向や、内閣府PFI推進室を直轄する官邸、そしてヴェオリアのような水企業、さらにはPFIというスキームを設計し推進するコンサル企業の4者による利益供与の構造ができあがっていると私は分析している。こうした中で進められるPFIコンセッションが、誰の利益のためなのかは明白である。

問題は、すでに水道法もPFI法も改正され、今後は各自治体の側にコンセッションを導入するかどうかの決定権が委ねられたという点だ。財政赤字を抱える中、コンセッションを選択する自治体も出てくる可能性もある。国会で十分な審議がなされないまま、自治体の判断に委ねられた多くの論点（図表2）について、自治体や議会は総合的に検証すべきだろう。

しかしながら、水道法改正以降の上下水道のコンセッションは、実は政府が目指していたようには進んでいない。唯一、コンセッション契約を締結したのは宮城県で、上下水道の大規模な契約が2021年に締結されたが、他の自治体には広がっていない。その理由は、まずこの数年で顕著に増加した台風や豪雨などの自然災害だ。西日本新聞が九州の政令市、県庁所在市などに行ったコンセッ

ション方式導入に関するアンケート調査によると、すべての市が「導入予定はない」と回答した。これら市は、コンセッション方式導入による料金高騰を懸念したり、災害時への対応の方が優先と答えている。民間企業の運営よりも、公が責任をもって行うべきとの意識であると読み取れる。また静岡県浜松市では、2018年4月からすでに下水道のコンセッションが締結され、水道法改正後に水道コンセッションの契約が想定されていた。しかし、浜松市の市民たちが粘り強い反対運動を続けた結果、市側は「コンセッション契約については住民の合意が取れるまで凍結」と判断するに至った。2022年9月の現在もこの計画は止まっている。さらに、新型コロナウイルスの感染拡大もコンセッション方式を改めて見直すきっかけとなった。直接的には、全国の自治体はコロナ対応や感染防止、ワクチン接種などに追われ、水道のコンセッション推進どころではない状態となった。加えて、コロナ禍の中で、検査・医療体制の脆弱さが露呈する中で、公衆衛生の重要性は改めて多くの人たちの共通認識となったと言える。水は、公衆衛生の一丁目一番地である。その水を公がしっかり管理運営することの意義が、改めて確認されたのではないだろうか。

日本の水道が抱える課題は、民営化の是非だけではない。喫緊の課題は、人口減少と財政難によって現状の公共サービスの維持も困難となっている全国の自治体の状況である。公営であっても、すでに地域間の料金格差は8倍とも言われ、このまま人口が減れば料金は確実に値上がりしていく。日本国憲法第25条は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が国民にあるとし、それを保障するために国は「公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と規定する。また水道法第2条では、水道は国民の日常生活に直結し、健

康を守るために欠くことができない貴重な資源であるとし、水源・水道施設等の保持や水の適正な使用についての施策を講じる国と自治体それぞれの責任を規定している。

この原則を実現するための答えが、現在推進されているコンセッションでは決してないと私は考えるが、同時に、私たちは単に既存の公営水道を守るという観点だけでなく、水の問題を自分ごととして考え、将来にわたり地域にどのような公共サービスが必要なのか、それを住民がどのように参画して維持していけるのかを考える時期に来ているのではないか。

日本政府がPFI／コンセッションを推進する理由の一つは、日本の水道市場を拡大し、外資系を含む民間企業からの投資を促すことで政府・自治体の支出を削減する「小さな政府」の路線にある。民間投資を引き寄せることで、国内経済を活性化できると政府は主張している。

もう一つは、日本企業の国際水ビジネス市場への参入である。世界の水需要は増え続ける一方、地球温暖化などの影響で水資源は枯渇している。中国、インドをはじめ新興国及び東南アジアの国々では、人口増加や経済発展・工業化が進む中で水道・水処理の需要が急速に高まると見込まれている。特にアジア地域は有力な市場とみなされており、ここに将来的に日本企業が積極的に参入していくことが政府の方針となっている。日本の政府開発援助（ODA）も用いながら水企業の育成と水市場の開拓が進められているといえよう。

厚生労働省は「平成20年度水道国際貢献推進調査」で、「日本が世界のトップランナーたる水道を形成してきた経験及び知見等を最大限に活用し、日本の水道産業が国内市場にとどまらず、アジアをはじめとする国際市場という新たな市場に挑戦していこうとする」としている。また経済産

業省が始めた専門家や企業人による「水ビジネス国際展開研究会」は、2010年4月の報告書「水ビジネスの国際展開に向けた課題と具体的方策」にて、「（日本企業の）弱みは、我が国の水事業が長らく公営事業として実施されてきたため、我が国企業には、海外事業案件の入札に際し必要とされる程度（給水量・給水人口、年数）の水道事業の運営・管理に関わる経験がないこと」、「国内での包括的民間委託や海外での事業を通じて事業運営のノウハウを吸収・蓄積することで、安定した事業運営を行う。このように、水事業の受注と事業運営を重ねることで、段階的に市場シェアを拡大し、長期的に我が国企業が水事業分野において世界的に優位な地位を確保することを目指す」としている。国際協力や個別分野での企業の活動の意義はあるものの、日本企業が海外でコンセッションや完全民営化を担っていくのだとしたら、日本企業が途上国・新興国の人々の公共の水への権利を奪いかねない。こうした面も含めて私たちは新自由主義の波に抵抗していかなければならない。

コロナ禍と物価高によっていま、国民の暮らしはますます厳しいものになっている。東京都では、水道料金が支払えず給水停止となっている世帯数は2021年には10万5000軒だったが、2022年度は上半期だけですでに9万軒にも達している。このままいけば2022年度はさらに多くの世帯で給水停止となりかねない。この背景には、水道事業に携わる職員による各世帯へのサービス内容の縮小がある。これまでは検針員が料金未納の世帯を訪問し、分割支払いの手続きをとったり、食べることもままならない人は福祉につなぐなどし、給水停止を回避する丁寧な対応を行ってきた。水道料金の未納をきっかけに、貧困状態を発見し救済するということできていたのだ。ところが東京都はその業務を業務効率化やコストカットを理由に

今年度からなくしてしまっている。昨年度まで行われていた訪問による催告では、料金未納になったうちの86%は回収できていたが、郵送による催告に変えてからの回収率は33%と格段に落ち、各世帯の様子の確認もできないまま、給水停止が増えている。フランスでは、水は基本的人権であるという認識のもと、たとえ水道料金を支払えなかったとしても行政はその世帯の水道を止めてはならないという法律がある。

改めて、世界の人びとの経験から学び基本的人権としての水、公共財としての水の意味をしっかりと法律や行政の中に確立していく必要がある。

うちだ しょうこ NPO 法人アジア太平洋資料センター (PARC) 共同代表。NPO 法人日本国際ボランティアセンター (JVC) 理事。慶應義塾大学文学部卒業 (専攻は社会学)。出版社勤務などを経て2001年より PARC 事務局スタッフとなる。世界貿易機関 (WTO) や二国間・地域間の自由貿易・投資協定のウォッチと調査、政府や国際機関への提言活動、市民キャンペーンなどを海外の市民社会団体とともに行う。特にサービス貿易、知的財産権、デジタル貿易に関する調査・提言を行う。

共編著に『徹底解剖 国家戦略特区 私たちの暮らしはどうなる?』(コモンズ)、『自由貿易は私たちを幸せにするのか?』(コモンズ)。編著に『日本の水道をどうする?一民営化が公共の再生か』(コモンズ) など。

★ PARC のウェブサイト: <http://parc-jp.org/index.html>

★ ツイッター: @uchidashoko

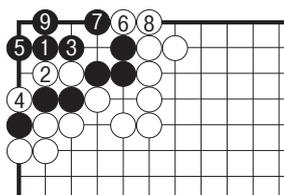
★ ブログ: <http://uchidashoko.blogspot.jp/>

詰碁・詰将棋の解答と解説

詰碁の解答と解説

解答 黒先、黒生。

解説 黒1が急所で白2に黒3以下9迄、二眼確保。黒1で2は白1の抵抗があり失敗です。



詰将棋の解答と解説

解答 黒2一飛成△同金 黒2四桂△1一玉 黒2一角成△同玉 黒3二金△1一玉 黒2三桂不成まで九手詰。

解説 初手に黒2三飛成や黒2三桂成では△1一玉で二の矢がありません。正解はいきなり飛車を切る黒2一飛成です。そして△同金に黒2四桂が急所です。△1一玉に黒2一角成と金を取って黒3二金と打てば最後は桂吊るしまでとなります。